

東京都男女平等参画審議会
第4回配偶者暴力対策部会

(平成28年度第4回)

平成28年11月15日

生活文化局

(午前9時59分 開会)

○吉村男女平等参画担当部長 それでは、皆様おそろいになられましたので、本日の東京都男女平等参画審議会第4回配偶者暴力対策部会を開催させていただきます。本日はご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に出席状況についてご報告させていただきますが、全員の委員にご出席いただいております。ありがとうございます。

では、次に、資料の確認をさせていただきます。

○白石男女平等参画課長 男女平等参画課の白石です。おはようございます。よろしくお願いたします。

本日の資料ですけれども、一番上に本日の次第をおつけしております。1枚おめくりいただきまして、その下に本日の座席表をおつけしております。その後に、資料1としまして、「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定にあたっての基本的な考え方について」の答申(案)をおつけしております。続きまして、資料2としまして、配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について「中間のまとめ」に対する都民意見の概要をおつけしております。続きまして、資料3としまして、第3回の部会及び第2回総会における保留意見対応状況一覧をおつけしております。

資料につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉村男女平等参画担当部長 それでは、この後の進行は、山田部会長によりお願いたします。

○山田部会長 はい。

それでは、議事に入ります前に、審議会及び会議録の公開、非公開について確認いたします。ご意見がなければ、今回の部会も前回の部会と同様に公開とさせていただきますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○山田部会長 では、公開で行わせていただきます。

次に議事録の取り扱い及び作成方法についても、前回の部会と同様に、議事録は全文氏名入りで、ホームページ及び都庁第一本庁舎内の都民情報ルームで公表いたします。議事録の作成方法は、事務局で議事録(案)を作成し、発言者の皆様に確認をお願いし、最終的な確認は部会長に一任とさせていただきます。なお、個人情報にかかわる事項等がある場合は、発言者をご相談させていただきます。

以上でよろしいでしょうか。

(了承)

○山田部会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事の1、答申(案)の説明についてでございます。中間のまとめについては、10月11日から2週間、パブリックコメントを募集しておりましたが、まずはその意見の概要と対応状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

○白石男女平等参画課長 それでは、まず、都民意見についてご説明させていただきます。全体では20名の方からご意見をいただきました。このうち配偶者暴力対策基本計画に関するご意見は、3名、6件でございます。内容につきましては、資料2をご覧ください。

まず一つ目の項目になりますが、こちらにつきましては、学校教育の中で、男女平等教育を進めることが重要であり、このことがデートDVの防止にもつながるとのご意見です。こちらにつきましては、恐れ入りますが、資料1の答申案をご覧いただきたいと思いますが、こちらの8ページをご覧ください。8ページの一番最後の段落、取組の方向性の一番最後の段落におきまして、「学校教育においては、学習指導要領に基づき、人権教育を引き続き推進していく必要があります。小学校、中学校、高校等において、配偶者や交際相手に暴力を振るうことのないよう、男女が互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築く教育を発達段階に合わせて推進することが必要です」と記載しておりますので、趣旨として盛り込まれていると考えております。

続きまして、二つ目の項目に移らせていただきます。保護体制の整備につきましては、「シェルターなど、緊急避難の場所を確保すること」とのご意見です。こちらにつきましては、同じく資料1の答申案の22ページ、取組の方向性の一段落目になりますが、「民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターの利用など民間団体との連携も含め、一時保護の体制の一層の充実を図る必要があります」と記載をしており、趣旨として盛り込まれていると考えております。

続きまして、三つ目の項目、安全確保と加害者対応についてでございます。こちらにつきましては、「厳しい制裁措置も含んだ法整備を進めること」というご意見になります。法整備自体につきましては国の役割となりますが、こちら答申案の25ページですね。こちら、取組の方向性の三つ目の段落になりますけれども、「被害者及び関係者の

安全の確保がより図られるよう、保護命令制度の拡充等について、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて国への働きかけを行う必要があります」と記載をしております。

続きまして、四つ目の項目、就労支援の充実です。経済的自立ができる労働環境をつくることとのご意見をいただいております。こちらにつきましては、答申案の30ページになります。就労支援の充実の項です。こちら、取組の方向性の一つ目の段落で、「被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に努めることが必要です」と記載をしており、趣旨として盛り込まれていると考えております。

資料2の裏面に移らせていただきます。五つ目の項目です。セクシュアル・ハラスメントの防止、性・暴力表現等への対応でございます。こちらにつきましては、人権の視点を加えた計画をもう一つ作ったほうがよいというご意見になるかと思えますけれども、こちらの中間のまとめにおきましては、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」、この二つの計画をあわせて「東京都男女平等参画推進総合計画」、仮称ではございますが、総合計画とする構成となっております。

最後に性・暴力表現等への対応でございます。こちらにつきましては、前回よりもメディアに関する項目が少ないというご指摘と「メディアリテラシー」を早期から高めていく必要性についてご意見をいただいております。このメディア・リテラシーにつきましては、前回の行動計画では、現状と課題、それから東京都の施策両方に記載をしておりました。今回の中間のまとめにおきましては、現状・課題には記載がなく、取組の方向性のみ記載がございましたので、こちら資料1の48ページをご覧ください。こちらの取組の方向性に加えまして、現状・課題の一番最後の項目にメディア・リテラシーの必要性について追記をしております。なお、追記部分につきましては、下線を引いております。

以上で事務局からの説明になります。よろしくお願いいたします。

○山田部会長 ありがとうございました。

引き続き第2回総会及び総会後の保留意見に対する対応について、事務局からご報告をお願いいたします。

○白石男女平等参画課長 はい。中間まとめに対する第3回部会及び第2回総会における保留意見の対応状況につきましてご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず1点目は、「全体」と記載をしておりますが、「生活の本拠を共にしない交際

相手など、親密な間柄のパートナーを含む場合につきましては「配偶者等」と定義している点でございます。第2回の総会におきまして、この「等」を入れる必要がないというご意見があり、会長からも引き続き部会で検討いただきたいというご指示がございましたので、ご検討をお願いできればと考えております。

2点目は、面会交流の記載についてでございます。第2回の総会で複数の委員から、表現について工夫したほうがよいのではないかとご意見をいただいております。このご意見を受けまして、山崎委員から総会后に訂正案をいただいております。こちら、資料1の33ページになりますが、こちらの取組の方向性の一番最後の段落ですね。こちらを訂正いたしまして、中間のまとめを発表しております。ただ、現状・課題の部分につきましては特段変更は加えておりませんので、この現状・課題の部分の記載についてこのままの表現でよろしいかというご議論をお願いできればと思っております。

裏面に移らせていただきます。最後は、民間団体との連携協力の促進についてでございます。第2回の総会で複数の委員から、財政面での支援の充実についてご意見が出ております。こちらにつきましては、資料1の36ページです。こちらの36ページの取組の方向性の中で、「財政支援も含め一層の支援を図るなど、これまで以上に民間団体が活動しやすい環境整備に取り組む必要がある」、と記載をしております。なお、変更部分につきましては、下線を引いております。こちらについてもあわせてご議論いただければと考えております。

よろしく願いいたします。

○山田部会長 ありがとうございます。

それでは、都民のご意見が6件、総会の保留意見については3件ございましたので、1件5分以内を目途にご意見をいただきたいと思っております。

では、都民の意見に関する一番最初の「暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進」に対するご意見に関してはいかがでしょう。8、9ページに書いてあることで事務局は十分だという判断でございますが。現状認識にも述べられており、取組の方向性にもこの内容が盛り込まれていると思うのですが、いかがでしょうか。

では、特にご意見なければ。

(なし)

○山田部会長 では、2番のところのシェルターに関するご意見なんですけれども、22ページにシェルターという言葉も含めて盛り込んでいるということで、これもよろしいでしょうか。

(なし)

○山田部会長 3番が25ページで、国への働きかけ、法整備を進めることももちろん法律は基本的には国がつくれますので、国に働きかけを行うということが書いてありますので、まあ、「厳しい制裁」とは書いてないんですけどね。

○山崎部会長代理 そうですね。よろしいですか。

○山田部会長 はい。どうぞ。

○山崎部会長代理 加害者への制裁も含めて、加害者に対してどのように対応するか、もっと厳しく見てほしいという意見だと思うんですけども、それを国に働きかけますのでそれでいいですというだけでは、この方の意見は拾えていないのかなという気はしますが。加害者対応のほうで、何かもうちょっと踏み込んだ書きぶりにはならないんですか。法整備に限定してしまうと、もちろん国の役割になってしまうんですけども、広い意味で捉えられるんじゃないんですかね。制裁とまで言われてしまうと、条例でやるというわけにはいかないのかもしれないんですが。

○山田部会長 「厳しい制裁」。

○田村委員 ちょっとよろしいですか。今の、やはり山崎委員の意見とつながるんですけども、このところのストーカーとかDV絡みの、本当に加害者のかなりの事件というのが起こってきているのは皆さんご存じだと思うんですが、加害者がやはり追い詰められて孤立化して、そこで、全く相談だったり、何か受け皿というものが無い場合に、あれだけ過激になってしまうということは、もう、皆さんご承知だと思うんですね。その中で、やはりそこまで行かないようにどこか受け皿をつくることも必要です。加害者の制裁措置、更正は暴力の責任を取ることで必要です。やはり男性が相談できる場所も求められています。加害者対応として実際に話を聞き、なおかつそこでやっぱり変わっていく可能性が皆無ではないわけで、自分がやったこととか、それから非常に怒り、悲しみ、それがあつ中で受けとめられない結果、ああいった過激な行動に出るということも本当に言われています。ですので、やはり加害者の制裁とか更正だけではない受け皿とか、相談の窓口とかを広げていくということでは入れたほうがいいのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- 山田部会長 もちろん趣旨は賛同するんですが、取組の方向性にそれも加える。何らかの加害者対応。
- 加藤委員 それは、40ページに書かれていることとは、ちょっと異なるんでしょうかね。
- 加藤委員 調査研究の推進の項目に入ってしまったんですけれども、取組の方向性ということで、制裁ということではないんですけれども、働きかけであったりとか、加害者対応の充実というようなことが書かれているようなんですが。
- 山田部会長 田村委員の趣旨は、加害者にならないような教育を充実とか、そういう意味でございましょうか。
- 山崎部会長代理 加害者の相談窓口の拡充ということじゃないんですか。
- 田村委員 そうですね。まず、そういうことがあると思います。ただ、加害者と言われると、加害者相談と言われると行かないので、それは、男性相談であるとか、もうちょっと名称を工夫しながら、加害者側の受け皿をつくるということは考えたほうがいいのではないかと思います。
- 山崎部会長代理 私もそれは同感です。加害者にもやっぱり成育歴とか何らかの背景がある人がとても多いので、そのまま加害者だからというだけで何もしないでいいというわけにはいかないだろうと。犯罪を予防するという意味でもですね。どうですかね。
- 山田部会長 もちろん趣旨は賛成なんですが、どこにどういう形で入れるか。
- 山崎部会長代理 ウィメンズプラザでは、男性相談をやっていますよね。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 はい。平成13年から男性相談はやっているところで、我々が直営でやっている一般相談の相談員が男性相談の状況を知りたいということで、定期的に一般相談と男性相談の相談員同士が情報共有をしながら、被害者、加害者に向けてどうしたらいいかということ話し合っているところです。
- 山崎部会長代理 相談員同士のスーパーバイズみたいな。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 そうですね。はい。男性相談の場合は委託でやっているもので。
- 山崎部会長代理 そうなんです。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 今までお任せだった部分——お任せというよりも、直接に我々が相談員を研修するというようなところがなかったところで。委託業務で実施している男性相談の相談員とウィメンズプラザの相談員とで情報交換を

行い、より円滑な相談対応を図っています。

○山田部会長 実際には、取組として、男性相談の充実も図られているということですよ。

それに関しての記述というのはありますか。

○山崎部会長代理 難しいところですよ。加害者という文脈と男性という文脈が必ずしもイコールではない。

○山田部会長 一致していないので、そうなんですよね。

○田村委員 で、今のその加害者に対する相談については、実際に相談員とか支援者側が加害者の心理や対応についての情報や訓練を受けていないので、とても受けられる状態にないというので、一般でやっている男性プログラム、尊重し合うプログラムのようなことをやっているのは民間団体の本当に少数のところしかないという状況なのです。やはり、表現は難しいですけど、暴力をしてしまった人に対して尊重し合うような関係づくりに向けて相談をすとか、プログラムをすることへの相談員の研修を充実すとか、相談窓口を作るよう図るとかというのは、この計画には入れておいたほうがいいのではないかとはいいます。

○山田部会長 場所としては、加害者対応のところよろしいですよ。

○山崎部会長代理 男性とはここでは書けないので。

○山田部会長 ちょっと、ジェンダー的によくありませんね。

○吉村男女平等参画担当部長 加害者は男性に限らないので。

○山崎部会長代理 そうですね。

○吉村男女平等参画担当部長 書くとしたら、23ページに書くんでしょうか。

○事務局 そうですね。加害者が相談できる。

○白石男女平等参画課長 13ページではなくて。

○吉村男女平等参画担当部長 13ページは被害者の方への対応の充実のような視点で。

○白石男女平等参画課長 方向性はそうになっていますよね。

○事務局 23ページは加害者が押し寄せてきたときに安全を守ったりとか、対応をどうするかという意味合いのことではあるんですけど。

○白石男女平等参画課長 ここはそうですね。

○吉村男女平等参画担当部長 でも、入れるとしたら、一番いいのは23ページになりませんか。

○山田部会長 23ページは、現状・課題なので。

- 吉村男女平等参画担当部長 調査研究のところではおかしいですね。
- 事務局 相談のところは、どうしても被害者をとというスタンスになっているので。調査研究は、どうしても更正のほうの意味合いが強いので、加害者対応のところの方が。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 ウィメンズプラザの相談の状況を見ると、一般的に民間機関でされている、加害者が来て更正するということの相談というよりも、大体皆さん被害者だという相談で、相談員が聞き取って、この人は被害者といいながらあなたは加害もしているんですよというようところで加害者と判定をするみたいな部分も多くて、民間さんがなさっている加害者更正の相談よりも、かなり手前の状況ですね。
- 田村委員 そうですよ。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 はい。
- 山田部会長 そうすると、「加害者にならないための相談体制の充実」ではいかがですか。
- 山崎部会長代理 13ページには、一応、女性だけでなく男性からの相談にも対応していますとは書いてあるんですよ。
- 山田部会長 あとは都の配暴センターの問題なので、一般的にするためには。
- 田村委員 加害者対応とか更正プログラムの話をするときには、前提にあるのは被害者支援の一環としてということなんですね。被害者支援の一環として暴力行為者に対しての相談窓口を充実するとか、プログラムも考慮するとか、例えばそういう表現を13ページのところに入れ込むというようなことはいかがでしょうか。
- 山田部会長 13ページだと、配暴センターだけに限られるので。
- 田村委員 配暴センターの機能だけですかね。
- 山田部会長 一般的になると、25ページ。
- 田村委員 多様な相談体制の整備の一つになるわけですね。
- 山田部会長 そうですね。じゃあ、ちょっとすみません、田村委員の、もう一度おっしゃっていただけますか。
- 田村委員 「被害者支援の一環として、暴力行為者に対しての相談窓口等の充実をする。」
- 山田部会長 「等の充実をする」。取組、14ページの後ですね、取組の方向性のところで、それを入れ込む。
- 田村委員 ただ、14ページだと、これ、配暴センターの機能だから、配暴センターのところで暴力行為者のことを一緒には、今はやれないですよ。ここのところも、結構

……

- 吉村男女平等参画担当部長 相談員は別なんです、配暴センターの機能の一つとしてやっているという感じです。
- 田村委員 機能の中に入れるということはできる。そうですね。
- 吉村男女平等参画担当部長 はい。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 そうですね。
- 吉村男女平等参画担当部長 そうでなければ、37ページの人材育成のところ、相談対応の充実というような文脈の中に入れていくかでしょうか。
- 山田部会長 配暴センターに限らないのであれば、この2の多様な相談体制の整備の最後のところですね。最後のほうには、さまざまな相談に関することが例示されていますので、今、この田村委員の意見を、20ページの……
- 事務局 19、20ページは、タイトルが「被害者の状況に応じた相談機能の」となっている。
- 吉村男女平等参画担当部長 「充実等」にしますか。あるいは「被害者の状況等に応じた……」。
- 山田部会長 一応、「被害者支援の一環として」というのが一文に入っていれば、ここに入れてもおかしくはないような気はします。むしろ13ページに入れるよりは、そちらに田村委員のご趣旨を入れるか、もしくは加害者対応で25ページの最後の取組の方向性で入れるか。委員の方はいかが考えますでしょうか。
- 山崎部会長代理 わかりやすさでいえば、加害者対応のほうに入れたほうがいいのではないかと思います。
- 田村委員 そうですね。
- 山田部会長 いいですか。
- 田村委員 はい。
- 山田部会長 では、25ページの取組の方向性のところに、「被害者支援の一環として」——「加害者」と言い切っちゃっていいんでしょうかね。「暴力行為者」
- 山崎部会長代理 「加害者」でいいんじゃないですか。
- 山田部会長 「加害者」ですね。「被害者支援の一環として、加害者に対する相談体制の充実を図ることが必要です」といった。
- 山崎部会長代理 「加害者が相談できる場」ですか。

- 山田部会長 そうですね。
- 田村委員 なので、「相談だけではなくて、今後のことも考え」
- 山田部会長 「加害者対応」ですね。
- 田村委員 「対応」
- 山崎部会長代理 その被害者支援の一環としての意味をもう一步わかりやすくしたほうがいいと思うのですが、どうして加害者相談が被害者支援の一環になるのかが、その一文だけじゃわからないと思うので。
- 田村委員 「被害者や支援者の安全を図るために、被害者支援の一環として暴力行為者の相談等が必要である」ということですね。
- 山崎部会長代理 それは、「加害者のさらなる」
- 田村委員 「暴力を防止するため、リスクを避けるために」
- 山崎部会長代理 「暴力を防止するために」ということですよ。それを書いたほうがいいと思います。
- 田村委員 そうですね。はい。
- 山崎部会長代理 だから、「加害者のさらなる暴力を防止するために、被害者支援の一環としても」とか。
- 山田部会長 「加害者のさらなる、被害者や支援者に対する」。
- 山崎部会長代理 そうですね。
- 山田部会長 「被害者や支援者に対する暴力を防止するため、被害者支援の一環としての加害者の相談窓口の」
- 田村委員 できたら、「等」と入れてもらいたいですね。
- 山崎部会長代理 「相談窓口等」ですね。
- 山田部会長 「等」。そうですね。
- 山崎部会長代理 窓口だけじゃないから。
- 田村委員 はい。プログラムとかも今後考えていくということで。
- 山崎部会長代理 そうですね。
- 山田部会長 「相談窓口等の充実を図ることが必要です」というのを、25ページの最後に加えるということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか、事務局。
- それで、厳しい制裁措置というのがまだ残っているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○山崎部会長代理　そこは、条例で対応できる部分があれば検討していくみたいのを入れるかどうかぐらいですかね、都能がすることといええ。

○山田部会長　そうですね。

○山崎部会長代理　でも、なかなか難しいですよ、恐らく。

○山田部会長　これは入れなくてもいいような気がしますが、いかがでしょうか。全部反映しなければいけないということではないので。

○山崎部会長代理　はい。

○山田部会長　では、この点に関しては、中に含まれているということで、修正は見送らせていただきます。

どうぞ。

○加藤委員　すみません。ちょっと不勉強で教えていただきたいんですけど、加害者支援というのは、その被害者や被害者を支援する人たちを守る。守るというか、そういうことのためだけに行われるというか、そういう文脈で、大丈夫なんでしょうか。

○田村委員　加害者支援ではないです、被害者支援。

○加藤委員　その加害者の支援というのは、被害者を守るために、さらなる暴力から守るために行うのだということだけが前面に出るということで、問題ないんでしょうか。

○山田部会長　つまり、加害者の更正ということも考える必要があるという。

○加藤委員　いや、必要があるということまで踏み込んで確信がないのですが、なので、不勉強なので教えていただきたいんですけど、加害者支援というのは通常この配暴法だとか、こういう配偶者暴力の問題を扱うという文脈の中では、被害者支援のために加害者支援をするんだということが中心になっているんでしょうか。その議論の中でもあったと思いますけれど、誰も望んで加害者になるわけではなくて、それまでのそれこそ被害体験とかいろいろな体験があつて加害者になっているということがあつてという認識を委員全員共有していると思うんですけども、そういう認識を共有しているんだけど、この基本計画を考えて、それを文言に表現していく際には、被害者支援のために加害者支援をするんだということだけで大丈夫なのかということの確認をしたいということなんです。

○山田部会長　もちろん趣旨としては加藤委員がおっしゃったように、別に、そのためだけに加害者支援をするわけではないんですけど、ここの文脈だと、相談窓口の充実に限定されていますので。

○山崎部会長代理 私の意見ですけれども、恐らく加害、被害の防止は、8ページ、9ページに先ほど出たように、教育の中でデートDV防止教育でやっていくしかなくて、そして一旦加害者になってしまったら、もう配偶者暴力被害者支援のこの枠組みの中では、被害者対応とか支援者対応のために加害者にも対応していくことにならざるを得ないと思います。そうじゃないと、加害者をまるで被害者と同等に扱って支援するということになってしまうと、このDV防止法の枠組み自体の目的というか、基本理念のところには齟齬が生じるんだと思いますよ。

○加藤委員 わかりました。どうしてこういう質問をさせていただいたかということ、後に少し面接のことが出てくると思うんですけども、それとも少し、発想としては関係するかと思いましたので、確認をさせていただきました。結構です。

○山田部会長 はい。

○田村委員 あと、すみません。民間の支援をしている立場からは、「加害者支援」という言葉は使わないです。

○山崎部会長代理 そうですね。多分そこにも違和感がある方が多いんですよ。

○山田部会長 加害者対応。

○田村委員 支援ということは言わないです。やはり被害者支援の一環としての加害者対応だったり、加害者への更正プログラムだったりということ考えていて、先程山崎委員が言ったように、今の法律の中では、やはり被害者の保護法というところから考えていて、そのために加害者への対応が必要なんだとのフレームだとは思っています。

○加藤委員 まず、それをこう、相談という枠組みというか、入り口でやろうとしているわけですよ。

○田村委員 はい。

○加藤委員 そうすると、そここのところが、相談って誰のための相談なんだろうということ考えたときに少し違和感を感じたので、確認をしておきたいと思った次第です。基本的に、相談って、相談に来た人のためにどのように対応するかということが基本的な枠組みだと思いますし、そういう営みなんだと思うんですね。なので、通常、私が行っている心理相談とは違う、そこにはフレームワークが背後にあるんだということが今確認できたので、結構です、それで。

○山崎部会長代理 難しいところですよ。

○田村委員 本当に難しいと思います、なので、それを「相談」という言葉で言うのか、

「受け皿としての窓口」とか、「関係を変えるためのプログラムを実施する」とか、踏み込んで言えればいいと思うんですけど、まだそこまで。

○山崎部会長代理　そうですね。しかも、加害者相談という名称にしても、誰も来ないですしね。そういう、こちらの意図と相談に来る人の動機というのがちょっとずれているところが難しいですよ。

○加藤委員　そうですね。

○田村委員　大部分が、おっしゃったように自分が被害者だと思っている方が多くて。

○山崎部会長代理　そうです。

○田村委員　でも、中には、やはり自分が暴力を振るっているという認識があって、それを変えたいのという相談も出てきていることは、確かではあるんです。自分を変えたいと。そういう窓口がないということも事実なので、今後5年間を考えるとそういった窓口なり体制をつくっていく必要はあるとは思いますが。

○山田部会長　では、先ほど言ったままにさせていただいて、よろしいでしょうか。

○中島委員　今まで出てきていないことかもしれないので、今回入れることは難しいかもしれないですけど、今の話を聞いていて思ったのが、加害者対応ということと、その8ページ、9ページのデートDVのことが書いてある中で、加害行為をした人の対応を考えると考えたときに、そして、その人たちがさらにそれを、同じことを続けないようにすると考えたときに、「小学校、中学校、高校等」と書いてあるところに、私は少年院とかそういう施設の存在も、もうちょっと明確にする必要があると思っていて、それはほとんどのこういった基本計画とかには書かれていないことだと思うんですけど、私自身、少年院や少女たちの施設にも入っていくんですけど、どちらにも加害者がいるんですけど、比率としては圧倒的に少年たちのほうが多くてですね。既にもう加害行為をしている人たちが10代、思春期で多く存在している場所と考えたときに、その人たちがそこを出てきたときに、二度とそういうことをしないようにする教育としては、もっと重視されないといけないと。

大人になってからの加害者更正プログラムというのは、あったほうがいいですけど余りにも成功率が低いので、私はそれよりももっと若い人たちで、既に非行、大人であれば犯罪を犯した人たちのことを、もっと社会が忘れずに、そこに焦点を置いていくという必要性を感じているんですけど、少年たち、少年院の中で、いろんな少年院に行くんですけど、全員にお話しすることもあれば、強姦した少年たちのグループだけのときに、

性暴力の被害者として私が話すということをしていたりしている中で、やはりそこでの教育の大切さというのは、すごく感じています。

なので、もし可能であれば、どういう言葉で表記するのかわからないのですが、「少年院」という言葉なのか、「更正施設」とか、ほかのもっといい言葉があるのかもしれないんですけども、でもそこは忘れないようにしなければ、それこそ加害者対応の大切な一つの間だと思えますね。

○山崎部会長代理 それは全面的に賛成なんですけども、恐らく少年院って、東京都の所管じゃないんですよ。なので、少年院でやりますとは、ここに多分書けないので。

○中島委員 そう。だからそこが難しいんですよ。

○山崎部会長代理 そうですね。

○中島委員 何かうまい表現がないかなと思って。学校だけじゃないということなんですよ。それを何らかの形で表現できたらと思うんですよ。

○和田東京都女性相談センター所長 あえて言えば、児童自立支援施設にそういう子供たちがいないとは言えないんですけども。少年院だけではなくてですね。

○山崎部会長代理 更正施設に限る必要はないということですね。

○山田部会長 養護施設も含めれば、管轄です。

○山崎部会長代理 確かにそうですね、児童福祉法においては。

○山田部会長 別立てで入れる――趣旨は全面賛成ですので、山崎委員が言われたように、管轄の問題が一つありますが、小・中・高は都の管轄にあるものが多いので、確かにそれはいいんですけども。簡単なのは、小・中・高、さらに「少年がかかわる更正施設等」というのを加えるということは可能だと思います。

○山崎部会長代理 更正施設という言い方で、大丈夫なんですか。

○山田部会長 「児童がかかわる施設」。「児童関係の施設」にしましょうか。

○山崎部会長代理 それは、ぜひ、やってほしいですよ。今やっていないところだろうから。

○山田部会長 そうですね。確かに非常に重要な指摘だと思うので、ぜひ、私も書きたいとは思いますが。

何か、中島委員、良い表現案とかはありますか。

○山崎部会長代理 これ、でも、学校教育の文脈になっているから、「学校教育においては、学習指導要領に」という。そうだとしたら、もう一文つけなと。

- 山田部会長 では、丸を1個つけて、「学校以外の教育施設」
- 山崎部会長代理 教育施設じゃないんじゃないですか。自立支援です。
- 山田部会長 「学校以外の」
- 山崎部会長代理 福祉施設ですかね。
- 加藤委員 「福祉関係の施設」
- 山田部会長 「福祉関係の施設、教育の場においても、このような」
- 山崎部会長代理 その言い方を考えてほしいですね。
- 山田部会長 そうですね。「学校以外の教育・福祉関係施設でも、以上のような教育の充実が図られる」
- 加藤委員 「学校以外の児童福祉施設等においても」とかではどうでしょうかね。「児童福祉施設等の、子供が育つ場においても」とかというのはどうでしょうかね。
- 中島委員 「非行」という言葉も難しいんですか。
- 山崎部会長代理 いや、それはいいと思う。
- 加藤委員 児童福祉施設の中に児童自立支援施設なんかは含まれているんですけども、それ以外に、東京都で非行を扱う、何か、どういう場があるか。
- 和田東京都女性相談センター所長 警視庁の少年センターとかはありますけどね。
- 山田部会長 はい。
- 和田東京都女性相談センター所長 「学校以外の児童の自立を支援する場」とか。ざっくりで申しわけないですけども、大きなくくりでも。
- 加藤委員 自立支援と言ったら、変ですね。
- 山田部会長 「自立を支援する」。施設に限りませんけどね。
- 山崎部会長代理 「支援する場」のほうがいいと思う。
- 山田部会長 「施設、場において」
- 山崎部会長代理 「非行少年を含め」みたいに書いたほうがいいですかね。
- 中島委員 「加害者」という言葉が入るのであれば、その施設の名前は難しいかもしれないんですけど、非行という、「非行をした者」という言い方も入るのではないかなと思って、そこにこう、何か主語をそっちに変えるという。
- 山田部会長 主語をそっちに変える。
- 中島委員 その、施設を主語に持っていく——主語というか、そこをメインにしているんじゃないくて、こういう教育が必要なんですという、場をメインとするのではなくて、

そういう、「人たち」という表現もあれば、今お話しされた表現でも全然ここに入ると、ありがたいんです。一つ、何というんでしょうか、「加害者」という言葉の中に、非行ということも含まれているといいなと思うんですよ。大人のことだけを指すのではなくて、それが一般社会では理解されていないというんでしょうか、「加害者」というと、どうしても大人のみと思われてしまっているんですけど、もう既に10代でそういうことをいっぱいしてきた子たちが多い、されてきた子たちが多いと考えたときに、「非行」という言葉をどこかに入れることによって、その枠が広がるんじゃないかなというの思うんです。

- 山崎部会長代理 私は詳しくないのですが、今、「非行少年」という言い方はしますか。
- 山田部会長 学問的にはもちろんしますよ。
- 山崎部会長代理 では、違和感はない。
- 山田部会長 学問的には、犯罪に至らない行動ですからね。
- 山崎部会長代理 非行少年の集まるような場みたいな言い方にする、みたいなことですか。
- 田村委員 「未成年の暴力加害者に対しても」とか、そういうのでもいいんですかね。年齢で考えたら。
- 中島委員 「加害者」で（未成年を含め）とか、何かそういう、「非行」という言葉ではないかもしれないですね。何かその年齢層が入ってくるような表現が。
- 山崎部会長代理 でも、これ、今あくまで加害者、被害者にならないような、デートDV防止教育の文脈で考えていますが、加害者対応のほうに「未成年を含む」と書くという話ですか。
- 中島委員 理想としては両方あったほうが良いと思います。そこに入っている子供たちって、デートDVの教育を全く受けたことがない人たちもいっぱいいるわけですから。
- 山田部会長 では、二つに分けるというか、教育に関しては、「学校以外の児童の自立を支援する施設においても」「上記のような教育を行うことは必要です」というのを一つ入れて、加害者については。
- 山崎部会長代理 では先ほどの25ページに入れた、「加害者の相談窓口等」ということで、「加害者」のところに（未成年者を含む）としたらどうでしょうか。
- 中島委員 そうですね。それが一番簡単かもしれないですね。

○山田部会長 どうでしょうか。そうすると、「全ての加害者のために」。そうですね、一番簡単にするのが先ほどの新たにつけ加えられる丸のところに、「加害者（未成年者も含む）」とするのが最も簡単ですが、それで、中島委員の趣旨に合えば。

○中島委員 というか、ちょっとでも入ったら、それは大切な……

○山田部会長 いえいえ、ぜひ、せっかくの機会なので、趣旨は賛成ですので、入れたいと思うんですけども。

○中島委員 ありがとうございます。

○山田部会長 では、それで対応していただけますか。教育のところ、9ページのところに、一つ、「学校以外の児童の自立を支援する施設においても同様の教育を行うことが必要」であるということと、25ページに、「加害者」のところに（未成年者を含む）ということをも明記するということで、対応させていただきます。ありがとうございます。

では、次に30ページ、4番の就労支援の充実ですが、取組のほう、「被害者の安定した就労の実現のため」というところで盛り込まれているということですが、これで十分でしょうか。もう少し書き込む必要がありますでしょうか。安定した就労というところに賃金の保障も含まれているという解釈だと思っております。では、特になければ、これはこのままにさせていただきます。

5番目が、IV、Vのところで、大きく組みかえをということなので、ここだけで議論できる問題ではないですが。

○山崎部会長代理 このご意見の趣旨が、ちょっとわかりにくいんですよ。

○山田部会長 求めることは、全体として、もう一個計画をつくるということでしょうか。

○白石男女平等参画課長 おそらく、配偶者暴力の計画ではなくて、女性活躍推進計画、そちらのほうの議論になるのかなと思っています。そこに領域が三つに分かれていて、領域2と領域3というのがありまして、領域2というのが、男性も女性も輝ける社会の実現に向けてということで、ワーク・ライフ・バランスとか、働き方の見直し、そういった領域2と、領域3として特別な配慮を必要とする方への配慮ということで、若年層ですとか高齢者ですとか障害者の方について書いてありますが、それを含めて女性活躍推進計画というのではなくて、領域3を切り離して一つの計画とし、女性活躍計画、配偶者暴力基本計画、人権に関する計画、この三つを合わせて総合計画とすべきではないですかというご意見だと思います。

○山崎部会長代理 なるほど。女性活躍の計画の中に入れなくてほしいと。

- 白石男女平等参画課長 ということだと思います。
- 山崎部会長代理 それでは、そちらの部会ですよね。
- 白石男女平等参画課長 その人権に関する計画の中に、IV、Vを入れるということだと思うのですが、こちらの部会でご議論いただく話ではなかったかなという気がしました。
- 山田部会長 わかりました。では、5番の意見に関しては、もう一つの部会で議論されるということですね。
- 白石男女平等参画課長 はい、この件はもう一つの部会で検討します。
- 山田部会長 では、こちらでは、特に対応は要らないのではないかとということですが、では、5番はそれで進ませていただきます。
- 6番のところですが、48ページの一番上、これは現状・課題の最後のところにつけ加えたということですが、これで十分でしょうか。
- 田村委員 そうですね。この性表現のことに對しての話なんです、今、いわゆる有料の電子書籍で、強姦マニュアルというものが出回っているというんですね。本当に無理やり強引にセックスを迫られたり、裸の写真を撮られてツイッターでばらまかれたり、そういうやり方について扱っているマニュアルだといって、本当にもうひどいんですけども、これを、ある方が都で指定している有害図書として取り締まってほしいということを出したら、電子書籍なので有害図書扱いにならないと言われたというんですね。そうすると、本当にこの性暴力の表現に對して、今まであった書籍だけではなくて、電子媒体のものに関しても、きちんと、都からこういったものは禁止するなりというところを踏み込んで書いていただけたらなということも改めて思いましたので、こういうものが電子書籍でもう本当に出回ってしまって、それが取り締まれないというのはおかしなことだなと思いましたので、お願いできればと思います。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 よろしいですか。今、田村委員がおっしゃったご意見は、ウィメンズプラザにもメールをいただきましたが、青少年・治安対策本部で規制している図書類に電子書籍が含まれていないかどうかについては、改めて確認する必要があると思っています。
- 田村委員 はい。それは確認していただき、もしもそれが徹底していないようであれば、今後、益々電子媒体のものが広まっていく中では、対応をお願いしたいなと思います。
- 山田部会長 私は法的に詳しくないんですけども、電子書籍というのは、図書にはならないんですか。

- 吉村男女平等参画担当部長 電磁的記録というようなものでしょうか。
- 山崎部会長代理 「電磁的記録」入っていますけどね、図書と。図書類の中に。
- 山田部会長 有害図書の分類に入って、18歳以下は閲覧、アクセスで閲覧禁止になっているはずではあるわけですね。
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 再度確認が必要なんですけれども。
- 吉村男女平等参画担当部長 その方は青少年・治安対策本部に問い合わせをされて、電子書籍は対象にならないと回答されたということなんですか。
- 田村委員 誰に問い合わせをしたかということにはわかりませんね。
- 山田部会長 どうでしょう。田村委員指摘のことに関しては。
- 田村委員 先ほどのことで確認していただいてというので大丈夫です。
- 山田部会長 よろしいですか。
- 田村委員 はい。
- 山崎部会長代理 このつけ加えていただいた「(メディア・リテラシー)を身に付ける必要があります」というのが、せっかく書くなら、一番最後じゃなくて、もう少し上に来ないと。というか、そのメディア・リテラシーを前提として、47ページにいろいろ、今回もオンラインゲームやSNSをつけ加えたように思うので。
- 吉村男女平等参画担当部長 上に行くとする、「最近では、」で始まる、下から四つ目のパラグラフの上に入れるぐらいでしょうか。
- 山崎部会長代理 東京都の、この今まさに議論になった健全育成条例の下でいいんじゃないですか。で、「スマートフォンの普及」の上。ただ、「こうした被害に巻き込まれないように、」という文脈もあるんですね。何か同じようなことを書いているような気がしますね。
- 山田部会長 事実があって、必要があるというところで、インターネット。
- 山崎部会長代理 「正しい理解を促すことが大切です」と同じような話ですね。
- 山田部会長 「大切です」。正確に言えば、「インターネット利用」、インターネットというのは、メディアとしても利用されますし、連絡手段としても利用されるので、こは……
- 山崎部会長代理 これとつけてしまえばいいんですかね。「正しい理解を促すことが大切です」
- 山田部会長 そうですね。「こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利

用等に関する正しい理解を促すことが大切です」。「インターネット上の情報は、……限りません」。そして最後に「被害者が身近な相談」ということで、では、47ページの丸の一番下から二つ目と一番下の間にそれを入れるということにいたしましょう。そうすれば、最後に「相談窓口」で締められますので。

- 中島委員 そのことを一言、7、8、9ページのあたりに入れなくてもいいんですか。
- 山田部会長 7、8、9ページ。
- 中島委員 教育ということで、メディア・リテラシーをせっかく入れるなら。
- 山崎部会長代理 そうですね、確かに。
- 中島委員 スマートフォンということが8ページの下から二つ目に入っているんですけど、これは、どちらかというど。
- 山田部会長 これは啓発ですよ。
- 中島委員 啓発なので、教育という点でも関連して、その「メディア・リテラシー」という言葉を入れるかどうかは別として、若い人たちのほうが多くの被害に遭っていると考えたら、やはりそこに一言入っていたほうがいいと思います。
- 山田部会長 8、9か。9ページの最後のところに、「近年の」。ただ同じ形で書けないので、二度になってしまうので、「学校教育等において」——すみません、中島委員。25ページと40ページと異なるような、いい表現がありますでしょうか。
- 山崎部会長代理 暴力中心の文脈ですからね。
- 山田部会長 はい。
- 中島委員 ここで新たに単語をふやすのがいいのかわからないんですけど、高校とか、この問題で依頼が来るときって、例えば性暴力とデジタル暴力について話してくださいという依頼が来たりすることが多いんですよ。
なので、インターネットやインターネット上の技術などを悪用したとか、そういう意味でのちょっと説明を入れた、「デジタル暴力についての教育」という言い方はあるかもしれませんね。
- 山田部会長 なるほど。では、8、9ページというよりも、今の48ページのところに、「特に教育に必要があります」の最後に、「特に、学校教育等で、未成年の方への教育啓発が必要です」と、こちらにつけ加えるのはいかがですか。この「(メディア・リテラシー)を身に付ける」というのは、一般、大人も含めてのことなので、その後に、「特に学校教育が必要です」というのをつけ加えるというのではいかがでしょう。8ペ

ージだと、配暴になってしまう。配偶者暴力防止になってしまうので、一般的な表現の相談だと、こちらに入れておいたほうがいい。教育に関しても、こちらに入れておいたほうがいいと思うんですが。

○山崎部会長代理 ここ、でも、ストーカー被害者に対するところになるんですか。セクハラのところ又は性暴力表現に入るんですか。

○山田部会長 何ページですか。

○山崎部会長代理 ここに教育の話が出てきても、おかしくはないんですかね。

○山田部会長 青少年の健全な育成も入っていますので。

○山崎部会長代理 どうですか。

○中島委員 ちょっとわからないです。わかりやすさかもしれないんですが、この項目、ぱっと見つかるかどうかということで、どこか探せば入っているというのは、それはそうなんですけれども。何というのか、だから、そこで、その47ページですか。

○山田部会長 48ページ。

○中島委員 48ページに入れておくことでオーケーであれば、もちろんいいんですけれども。

○山崎部会長代理 8ページの上から二つ目の丸に「リベンジポルノなどの犯罪を伴うこともあります」みたいな記載はあるんですよね。だから、このところに、「インターネット上の技術を悪用した、いわゆるリベンジポルノなどの」みたいな、「インターネット」という文言をもうちょっと強調させましょうか。

○山田部会長 でも、それだと、リベンジポルノだけになってしまいますね。

○山崎部会長代理 なってしまいますね。

○田村委員 もし入れられれば、やっぱり「デジタルDV」、「デジタル暴力」という言葉が本当に今出てきているけども、知らない人も多く、どんどんそれが出てきている。今は若い世代がやっているけど、その人たちがこれから大人になるわけだから、もっとデジタル暴力がふえていくという認識のもとでは、この、やっぱり最初の8ページのところに、中島委員が言ったようなことが入っていたほうがいいのではないかと思います。

○山崎部会長代理 いいんじゃないですか。だから、ここは並列なんだから、「ストーカー行為や、性暴力、いわゆるリベンジポルノ」というふうに並列で並んでいるので、つけ足すのはいいと思うんですよ。どういうふうにつけ足すかの問題ですから。

○田村委員 はい。

- 山田部会長 そうですね。「ストーカーや性暴力、インターネット」
- 山崎部会長代理 「いわゆるリベンジポルノも含め、インターネット上の」とかじゃ、だめですか。
- 山田部会長 わかりました。「リベンジポルノなど、インターネット上のデジタル暴力」にしましょう。
- 山崎部会長代理 「などインターネット上の」。はい。
- 山田部会長 「上のデジタル暴力などの犯罪を伴う」。これも犯罪ですので、「犯罪を伴うことがあります」。せっかくでしたら、「デジタル暴力」の言葉の説明はあったほうがいいですね。
- 山崎部会長代理 そうですね。括弧書きで、何かあったほうがいいと思うんですけど。定義。
- 山田部会長 ええ。言葉の解説のところって、何ページでしたっけ。
- 山崎部会長代理 それは随分最初ですよ。総論のほうですもの。
- 吉村男女平等参画担当部長 ほかに、脚注のような形で入っているところもあります。
- 山田部会長 脚注でいいですか。
- 吉村男女平等参画担当部長 短かければ、括弧書きで付け加えることもできますが。
- 山田部会長 そうですか。
- 吉村男女平等参画担当部長 長ければ、下に脚注のような形で入れさせていただきます。
- 山田部会長 では脚注で、「デジタル暴力」
- 山崎部会長代理 「デジタル暴力」という定義は。
- 山田部会長 一般語になっているかな。
- 吉村男女平等参画担当部長 さきほど中島委員が言ってくださったような内容で、よろしいですか。
- 中島委員 余り考え方が説明できていないかもしれないんですけど、基本的にはインターネットに関連する技術を悪用した暴力であって、どこまで定義づけるかどうかわからないんですけど、わかりやすくすると、子供たちに話すときには、スマートフォンやパソコン、そういったものを使ってとか、SNSが関係してくるといところまで詳しく説明するんですけど。でも、簡単に説明するとなったら、やっぱりインターネットというところがポイントなんじゃないですか。インターネットだけで全部入るのか。インター

ネット。

○山崎部会長代理 「インターネット技術を悪用した暴力」

○山田部会長 「暴力」。「など」をつけ加えないと、よくわかりませんよね。

○山崎部会長代理 「SNSやアプリを利用する場合など、さまざま」みたいな。

○中島委員 もう、本当に切りがない。有害電子図書もそうですよね。

○吉村男女平等参画担当部長 いじめみたいなものも入るんですか。

○中島委員 そうです。SNSなら、いじめも入ってきますし、GPS機能も入ってきますし。となってきたときに、その重視するところが、機器なのか、ネットの技術なのか。大概の場合は複合型になっているんですけど、私が気になっているのは、インターネットが必ず入ってくるものだけなのかなと。

そこまで考えたことないんですけど、例えば機械があったときに、ネットを使わずに、ほかの方法で、悪用、誰かを傷つけることができるとしたら、インターネット、それこそまた「等」と入るのかどうかとか、そういうふうに思ってしまうんです。インターネットだけでいいのかというところ。

○山田部会長 デジタル暴力というのは、もう普通名詞になりかけていますか。そこをちょっとお聞きしたいんですけど。

○中島委員 英語で言うんだったら、サイバーという言葉を使ったりするんです。

○山田部会長 サイバー。

○中島委員 デジタルという言葉とサイバーという言葉を両方使っていて……

○山田部会長 なるほど。

○中島委員 分かれているというか混ざっているので、はっきりとこれというのがないんです。日本はちょっとずつ確立されつつはあるんですけども、サイバーという言葉は余り入ってきていなくて、このことに関してはどっちかというところだとデジタルが強いので、多分デジタルに流れていくんじゃないかなという、そういう段階です。

○山崎部会長代理 そうすると、「インターネット等のデジタル技術を悪用した暴力」ではだめですか。

○中島委員 はい。今の時点では、それで十分なんじゃないですかね。多くの人を知っていくということがポイントだとすれば。

○山崎部会長代理 では、そうしますか。

○中島委員 余り細かくしないほうがいいんじゃないですか。

○山崎部会長代理　そうですね。

○加藤委員　世田谷区のDV防止ハンドブックの中で、既にデジタル暴力というのを五つのカテゴリーとして挙げて、パンフレットにされているので、特別区を含む行政で挙げられていない言葉ではないです。

○山田部会長　では、「デジタル暴力」という言葉も、もうかなり流布した一般用語としてここに入れて、「いわゆるリベンジポルノなど、インターネット上」「インターネット上のデジタル暴力などの犯罪を伴うことがあります」。そして、デジタル暴力に関する注記の案を作ってくださいか。今ここで全てを挙げることはできませんので、案をつくっていただいて、後で先生方に確認していただいてということよろしいでしょうか。では、この部分はそういう形で拡張するという事にいたします。

では、続きまして、資料3の「等」を加えるということについて、佐々木会長からさらに検討するよというご示唆をいただいていますので検討したいと思いますが、この部分は山崎委員が総会でおっしゃったように、必ずしも法律上の夫婦に限らない、内縁等の関係を含むということですので、できる限り「等」を入れるということにさせていただきますか、よろしいでしょうか。

(了承)

○山田部会長　では、それに関しては異議がなかったということで進めさせていただきます。

最後の面会交流に関して、32、33ページに関してはいかがでしょうか。

いかがでしょうか。加藤委員とか山崎委員は、これでよろしいですか。

○山崎部会長代理　なるべく誤解が生じないように修正したつもりなんですが、田村さん、どうですか。

○田村委員　私は現時点では山崎さんが書いてくれたところでいいとは思いますが。けれども、今入っているところで「子供の状態や意思にも十分に配慮することが求められます」というのが33ページになっていると思うんですね。で、やはり当事者であるということで、年齢にもよりますが、やはり子供の状態や意思というのを、優先とは言えませんが、でも十分に配慮することにも、「十分に配慮すること」だけでいいのかと、逆に思ったりします。というのは、親の意見につけ加えて子供の意見もというふうに読めてしまうので、逆に、「子供の状態、意思を第一に考え」とか、そこまでも入れてもいいのかなというぐらいに考えますが。

- 山崎部会長代理 田村さん、でも、第一に考えるというのは、誰がということなんですよ。これ、行政の計画ですから。
- 田村委員 はい。
- 山崎部会長代理 行政が子供の意思を把握したりはできないわけですから。
- 田村委員 そのときに、体制として、子供の意見をきちんと受け取る児童精神科医ですか、その子供、児童心理の専門家とかを体制の中に組み入れるという、みたいなことも含めるというふうに考えたいなと思うんですね。それがないと、本当に、誰が聞くかというところで、子供の気持ちとか、その専門家じゃない人が聞いたときに、十分に話せないとか受け取れないということがあると思います。現状は不十分だと思うので、そうではなく、子供の意思を十分に聞き取れる、反映できる体制の充実ということも含めて考えたいなと思います。
- 山田部会長 趣旨は理解できましたが、文言で入れる必要があるかということと、一応、上のほうにも子供の心のケアの充実が書いてあるので、特段この部分に、「子供の状態、意思にも配慮するときには」。「配慮する」。「配慮する際に慎重な取り扱い」。ちょっと書きにくいところではありますが、何か案とかはありますでしょうか。
- 田村委員 ここが結構今、本当に問題になっているところですので、やはり子供を中心にしたというところを、きちんと、その、今後実施していくことがいろいろ起こってくるので、そこに組み入れられるようにしたいなと思うんですね。十分に配慮するみたいなことで本当に十分なのか。そのあたり、子供の専門家から、加藤委員とかはいかがですか。
- 加藤委員 こういう文言にどこまで言葉を連ねられるかというところの限界があるのかなと思うのですけれども。いろいろ考えてみるんですが、例えばここに書ける範囲で考えれば、「子供の発達特性や養育関係の特性等を踏まえ、状態や意思にも十分配慮する」とか、何かそういうことでくくっていくということぐらいしか、この文書に載せていくという、今思い当たらないんですけれども。
- 山田部会長 田村委員、やはり何か文言案があれば。
- 田村委員 今、加藤委員がおっしゃってくださったようなのを、子供の発達。
- 加藤委員 発達というか、成長ですよ。
- 田村委員 成長段階に合わせて。
- 山田部会長 なるほど。

- 田村委員　　というのは、きちんと、それは入れていただいたほうがいいのではないかと
　　思います。
- 山田部会長　　では、「子供の成長段階に合わせて」とか、どこかに入れる。
- 加藤委員　　やはり、すごく難しい話だと思うんですね。暴力を振るっていたとはいえ、
　　本当に怯えて、怖がって、絶対会いたくないというふうに子供がちゃんと表明できれば
　　いいですけど、そういう子供だけではないです。やはり、そのことも一方でよく主張
　　されているみたいに、一緒にいる親の意思を反映しているんじゃないかというような、
　　そういう指摘だって、あちら側からすればあり得るだろうし。本当に、もう、個別具体
　　的なケースの中で、子供のそういう心理的状态とか、親子関係とか、そういったケース
　　の一個一個をしっかりと見ていきながら判断していくということになるんだと思うんです
　　けど、そういう、丁寧で緻密で慎重な配慮みたいなことをするべきということ、どう
　　いうふうに表現するかということなんだと思うんですね。
- 田村委員　　ここにどれだけ入れられるかわからないとは思いますが、やはりこ
　　の面会交流になるときは、問題になるときは、一時的なことではなくて、その後、子供
　　の発達に合わせてとか、それから、相手側の親がその後、暴力をふるわない、尊重し合
　　う関係をつくるプログラムを受けるとか、ちゃんと親として対応できるような状態にな
　　っていると、そのことも勘案しながら、段階ごとにそれは変えていかざるを得ないと
　　思うし、またその必要が出てくるとは思うんですね。だから、一時的にこれ、面会交流
　　は、ここで決めましたからこれで終わりということではないということと、それから、
　　やはり子供の状態がしっかりとわかる専門家等が入って子供の意見を聞き取るみたいな
　　ことを踏まえた上でこの計画が立てられるということが理想だなと。文言にどう入れら
　　れるかというのは難しいですけど、ここから先に具体的に落としていくわけですね。
　　どうしていくかって。そのときに、ここの部分で含めていただきたいと思います。
- 加藤委員　　例えば、こう、それが実現可能かどうかは別にしておいて、イメージとして
　　は、一緒に暮らしている親のとか、あるいは別れた親のことだけではなくて、子
　　供自身の権利代弁というか、その様子をしっかりと把握して、その子の福祉がきちんと
　　守られ、実現していくような何か関わりというか、状態のアセスメントというか、そう
　　いったことが行われるとよいという、そういうイメージをお持ちなんですか。
- 田村委員　　持っています。で、子供の代理人制度がありますけど、実際には、今、子供
　　の代理人をつけるときに、親がお金を払わなければいけないので、両方の親の関係が悪

いと、片方しかお金を払わないとなる。DVの場合は、両方の親で支払う話し合いができないので、多くは子を監護している母親側がお金を払うことになる。そうすると、母親側に不利になり不公平になるから、つけられないとって拒否されるという状況があると聞いているんですね。実際にはやれるはずなんだけど。なので、子供の代理人も十分につけられる状況にはいないとかいうこともあると。

○山崎部会長代理 すみません。今、田村さんや加藤さんがおっしゃっている場面って、それは家庭裁判所の中で、面会交流の審理をするに当たって配慮してほしいという内容であって、この行政機関の計画に書く内容なのかが、やはりどうしても違和感があるんです。どういう場面を想定してそういうことを入れるかということですけども。

○田村委員 今のような、この面会交流にまつわる、いろいろ、さまざまな課題のこととかを、対応する行政の機関、相談員がしっかり知った上で、この対応をしてほしいということになります。

○山崎部会長代理 その、何を知った上でですか。子供の状態をということですか。

○田村委員 はい。例えば、そこに。

○山崎部会長代理 つまり、段階的に、どの段階で行政機関が面会交流の支援をすると想定するのかによって違うと思うんですよ。面会交流の取り決めをする段階なのか。それとも、実施面の段階なのか。何かそこら辺がごちゃごちゃになっている議論のような気がするんですよ。

○田村委員 はい。

○山崎部会長代理 そこまで踏み込むのならちゃんと書いたほうがいいですが、ただ私は1点ちょっと思うのは、この5年間有効な計画に、まるで面会交流の記述だけどんとふやして、都が面会交流を積極的に支援しますみたいな方向になるのがいいかどうかというのも、一方で考えなきゃいけないと思うんですよ。しかも、これ、配偶者暴力の文脈ですから。

○田村委員 はい。

○山崎部会長代理 余りそこまで、突っ込んだ話に持っていったほうがいいのかどうか。

○田村委員 文言として、実際にこれ以上増やしていくということまでは、ここではなくてもいいとは思っています。はい。ただ、今話したようなことを、こう、非常に危惧しているところがあるので、こういった発言をさせていただいたところになります。

- 山田部会長 さっき山崎委員が言われた、主語がないということがあるので、「専門家等による配慮」。ここに1個それを加えれば、専門家は特に特定されませんので、「面会交流が問題となるときは、専門家等による子供の状態、意思への、十分」。「専門家等が子供の状態、意思にも十分配慮することが求められます」というので。
- 山崎部会長代理 専門家がですか。「専門家」がどこに入るんですかね、でも。
- 山田部会長 「配慮する」
- 山崎部会長代理 でも、今、専門家はいないわけですけども。
- 山田部会長 なるほど。「関係者」というと、おかしいか。
- 山崎部会長代理 そうだと思うんですよね。これ、支援に当たって面会交流が問題となるときは、その被害者支援に当たっている行政職員が配慮することが求められているんですよね。
- 山田部会長 なるほど。
- 田村委員 そうです、行政職員がと。かかわる人がということで。なので、そのために、この課題と、正しい情報を持ってほしいということにつながっていきます。
- 加藤委員 「必要であれば、専門家等の意見も含め、子供の状態や意思にも十分配慮することが求められます」とかでは、どうなんでしょうか。それで意が酌み取れる部分もあるんでしょうか。
- 田村委員 そこまで書き込むかどうかということはあると思いますけども。
- 山田部会長 結構この、微妙な部分もありますので、もし田村委員がよろしければ、このままでさせていただきたいんですが。よろしいでしょうか。
- 田村委員 はい、わかりました。
- 山崎部会長代理 少なくとも、「子供の状態や意思にも」と書いてある「も」は、切ったらいんじゃないですか。
- 山田部会長 「意思に」
- 田村委員 それは一番気になります。
- 山田部会長 そうですか。わかりました。では、「も」は。
- 田村委員 「も」というのがつけ加えているようなので、まず子供でしょうというところがありました。
- 山崎部会長代理 そう見えますね。それはそう思いました。
- 山田部会長 はい。なるほど。では、「子供の状態や意思に」——「も」を削って、「十

分配慮することが求められます」と。

○山崎部会長代理 これはそうだと思います。で、総会でのご意見は、むしろ、こういうふうに書いてしまうと面会交流一般について、消極的に見えてしまうというご意見だったわけなんです。だから、それが、私の意見での修正で払拭できたかなというのがむしろ気になるんですけれども。

○山田部会長 なるほど。

○中島委員 私が理解していないだけかもしれないんですけど、さっきの段階、どこで入るかというような話を含めて、私、必ずしも全てのケースがこの同じ流れじゃないと思っていて、面会が適切と判断され、子供にとっても適切と判断されて、実行されている中で、やっぱり適切じゃないとなる場合もあるわけじゃないですか。ということを考えてときに、では行政がどこに入るのかということをごここで断言できないと思うんですね。それはもう、どのことに関してもそうだと思うんですよ。例外というのは必ず発生するということで。

ただ、そういうふう考えたときに、この、書いてくださった文章の中で、基本的に「面会交流」という言葉が前提になっているように、私は見えるんですよ。その関係機関の職員が知識や技術を得ていくのであれば、面会を前提としたところだけの情報でいいのかと私は思ってしまうんです。その面会自体が子供にとって害になる場合もあるということを含めてというのがこの文章の中に入ってきているのかというのが、私は疑問なんです。そういった点が途中で見えてきたときに、面会というものを実施し始めたかもしれないけれども、これは子供にとって大きな害になるということがわかったときにきちんと修正が効くような、そういう流れを前もって準備しておくような制度があったほうがいいと、私は思うんですね。

○山崎部会長代理 一応、「面会が行われる場合には」というふうに、こう書いたところで、行われない場合もあることを示唆しているわけなんです。

○中島委員 その部分は読ませていただきました。

○山崎部会長代理 はい。

○中島委員 それはわかるんですけど、でも、やはり現状として、実際にこれ、配偶者暴力という大きなテーマの中での説明となったときに、子供への影響というところはもうちょっと明確にしなければ、現実には子供たちが物すごくこの面会の中で傷ついているということを知らない人たちがこの枠の外の一般社会に多過ぎるといって、現状のギャップ

があるわけですね。ギャップがあるからこそ、「この面会交流をしっかりと支援する。そのことによってDVを防ぐ」というような視点をどこかにつけ加える。これが、こういった考えを持った人たちがいる世の中で、きちんと都は対応できていますということを示す必要性が、私はその配偶者暴力の話をするのであれば、あったほうがいいと思います。

○山崎部会長代理　そうですね。現状分析をもっと緻密にするほうがいいんですかね、現状・課題のほうは。

○山田部会長　32ページの最後のところにもう少し書き加える。どっちかという、現状の課題ですね、対応というよりも。対応だと、これ以上ちょっと書き込むと、どうですか。どういうものですか。

○山崎部会長代理　取組の方向性をいっぱい書くと、いっぱいやるように見えてしまうという難点があるので、現状・課題のほうにもうちょっと書き足していくほうがいいかもしれませんね。

○田村委員　例えば32ページの最後の丸のところ「面会交流が行われる場合に」と書いているけれども、本当に、「面会交流の可否を含め、」とか「できるかできないかを含め、」みたいなところも入れて、「行える場合には」というような、ここに何か、今、中島さんが言ったようなことも入れていくというのはどうですか。

○山田部会長　「面会交流に関しては、その可否も含め、」という形で直しましょうか。

○山崎部会長代理　可否って、誰が判断するんですか。それは、ちょっと抵抗があるんですね、やはり。家庭裁判所の専権事項だろうという気がするんですね。こんなところで可否なんて論じていいのかという感じもあるんですよ。

○田村委員　どういう言葉かはちょっと検討が必要だと思いますけど、その面会交流が前提にあるというふうに読めないようにする文言ですね。

○山崎部会長代理　はい。

○加藤委員　現状のところを少し書き込むのはどうですか。課題として。

○山田部会長　そうですね。

○加藤委員　はい。書くというよりも、こういうことがある、こういう子供の心理的な被害があるとかを、前提としては親子の関係を保っていくことは大事なんだけど、こういう被害があるんだとか、こういう子供のダメージがあるというようなところをしっかりと書いたらいかがでしょうか。

- 山田部会長 32ページの最後では、不十分ということですかね。
- 吉村男女平等参画担当部長 少し前の段階の案で、割とネガティブな感じで書いてありましたら、総会の際の成澤委員もそうなんですけども、そこばかりが強調されているんじゃないかというご意見もありまして。山崎先生からご助言いただいて、少し中立的な感じに直させていただきました。ですので、また直しても、次回の総会の際に、もしかすると「悪い側面ばかり言うのはどうなのか」というようなご意見が出るかもしれません。
- 田村委員 ただ、実際に、面会交流をすることで悪い影響が、さらに悪い状況になることがあるので、それは事実としてあるということですよ。
- 山田部会長 それは32ページの最後に書き込んでいるので。
- 山崎部会長代理 ここで、でも、面会交流の一般論をしても、しょうがないですからね。いい面もあるみたいなことを書いても、しょうがないでしょう。ここは、DVの文脈なので。
- 中島委員 例えば33ページの最後のほうに、「面会交流に適切に対応する」ということだけじゃなくて、面会交流がもたらす子供たちへの影響についても知識を持ってもらいたいんですよ。
- 山崎部会長代理 そこまでニュートラルにしますかね。良い影響がある場合には面会交流をやればいいのだし。
- 中島委員 「面会交流に適切に対応する」と書いてしまうと、もうそれが前提になっていると思うんですよ。でも、それ以前に、面会交流というものがどういう影響を及ぼすのか、それが良いのか悪いのかということを含めて、そのことについて知ってもらいたいんです。
- 山崎部会長代理 はい。
- 山田部会長 「面会交流が子供に与える影響などについて具体的な知識。」
- 山崎部会長代理 「面会交流が子供に与える影響を踏まえ、それに適切に対応するため」。
- 山田部会長 そうですね。
- 吉村男女平等参画担当部長 「面会交流が子供に与える影響を踏まえ、それに適切に対応するための具体的な」とつけ加える。
- 山田部会長 「影響を踏まえ、それに適切に対応するための具体的な」。
- 山崎部会長代理 そうですね。あと、現状分析のほうを、もうちょっと何か。わかりに

くいですよね、この意見。加藤委員、さっき現状分析にしたらどうかとおっしゃっていた文面を、ちょっと提案してもらえませんか。

○加藤委員 1周回って、また、みたいな話になるような気もして、今悩んでいたんですけど。そうですね、「親子の交流を保つことは大切だが、一方で面会は子供に否定的な影響をもたらす場合もあります」みたいなことを入れる。

○山崎部会長代理 親子の交流を維持する。「離婚後も親子の交流を維持することは大切」と言い切って、いいんですかね。

○加藤委員 そう。そこなんですよね。なぜそこをと思うのは、まず、その一方、後半のほうが大事なわけですよね。

○山崎部会長代理 はい。

○加藤委員 その、子供に与える否定的な側面の影響があるわけですよね。だけど、そこだけを上げると、またいろんなご指摘があるのかなというふうに思うと。

○山崎部会長代理 「一般的には」と、検討していいですか。

○山田部会長 なるほどね。

○山崎部会長代理 「離婚後も親子の交流を維持することは」……

○山田部会長 「維持することは必要」

○山崎部会長代理 「望ましいとされていますが」

○加藤委員 「望ましいと言えるが、」とか。

○山崎部会長代理 言えるんですよね。

○加藤委員 「一般的には」

○山崎部会長代理 一般的には言える。

○加藤委員 一般的には望ましいです。

○山崎部会長代理 わかりました。

○山田部会長 一般的には望ましいですね。

○山崎部会長代理 「望ましいと言えますが、」が、ここにつなげる。「配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会には、慎重な対応が対応が必要です」。一般とは違うんだよという感じに。

○加藤委員 前提としては、こう、親子の交流だとか養育関係みたいなものを断ち切ることがいいと思っていないですよね。

○山崎部会長代理 それはそうですね。

- 加藤委員　しかしながら、個別具体的な状況の中では、非常に子供に否定的な影響がもたらされることがあるというところで、そのときにどういう、こう、慎重な対応をしていくかというところの話だと思うので。
- 山崎部会長代理　わかりました。対比させたほうがいいですね。
- 加藤委員　どうなんですかね。
- 山崎部会長代理　「一般的には離婚後も親子の交流を維持することは望ましいと言えますが、個別具体的にはそうともいえない面もあります」みたいな。
- 加藤委員　いや、「個別具体的には」って文言として入れたいわけではなくて……
- 山田部会長　入れる必要はないでしょう。
- 山崎部会長代理　はい。
- 加藤委員　「配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流には、慎重な対応が必要です」で、いいんじゃないでしょうか。
- 山崎部会長代理　そこにつなげていいですか。
- 加藤委員　はい。
- 山田部会長　では、丸の最初のところに、「一般的には」、今言ったようなことを加えて、点をして、「配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流には慎重な対応が必要です」
- 山崎部会長代理　「です。それでも面会が行われる場合には」みたいな、「それでも」って、言い方は変ですか。
- 加藤委員　そこをもうちょっと。
- 山田部会長　それは要らないんじゃないでしょうか。
- 中島委員　この、「面会交流が行われる場合は」というのは、入れなきゃいけないですかね、ここに。
- 加藤委員　思うのは、「慎重な対応が必要です」というところに、現状の否定的な影響みたいなものを書き込みたいんです。
- 山崎部会長代理　はい。
- 加藤委員　それを緩和するために、「一般的には」という、何ていうんですかね、一般的には望ましいんだけども、でもこういう否定的な影響、実情があるとか現状があるとかという。多分そういう——そういうふうにするほうが、まだいいんじゃないかという発想なんですけど。

- 山田部会長 さらにつけ加えるということですか。
- 加藤委員 どうなんでしょうか。
- 山崎部会長代理 最後のほうの文章がそれに当たるんですよ、でも。
- 田村委員 そうですよ。
- 山崎部会長代理 この「面会交流が行われる場合には」からの一文を後ろに持ってくるか。でも、本当は、安全・安心は切りたくないんですよ、田村さん。
- 田村委員 そうです。これは切りたくないですね。
- 山崎部会長代理 だとしたら、「行われる場合には」に限定しなきゃいけないんですか。
- 田村委員 「行われるかどうかも含めて、子供の安心・安全が脅かされることがないようにする」ということじゃないかと思うんですね。
- 山田部会長 では、「面会交流が行われる場合に」
- 吉村男女平等参画担当部長 「面会交流によって」などに。
- 山田部会長 「面会交流には」にしましょう。
- 吉村男女平等参画担当部長 後ろのほうで使っていますが。「また」の後の「面会交流によって、子供の安心・安全が脅かされることのないように……必要です」
- 田村委員 「子供の安全・安心が脅かされることのないよう、面会交流そのものを考える必要がある」みたいなこと。
- 山田部会長 それだと否定的になるので。わかりました。では「対応が必要です」の後に、「面会交流によって子供自身及び同居する親の影響で子供が精神的に不安定になることもあるため、必要であります。それでも、面会交流が」——「それでも」って入れなくてもいいんですけども、「行われる場合には、子供の安全」
- 山崎部会長代理 「面会交流によって」のほうが無難かもしれませんね。
- 山田部会長 なるほど。
- 山崎部会長代理 「面会交流によって、子供の安心・安全が脅かされる」……
- 山田部会長 「ないように配慮する」。そうしましょう。
- 山崎部会長代理 「よって」が、ちょっと重なっちゃいますね。
- 山田部会長 ええ。いいでしょう。
- 「面会交流によって、子供自身及び……不安定になることもあるため、特に配慮が」
- 山口東京ウィメンズプラザ所長 「面会交流が行われる場合には」とう文言は、必要で

しょうか。「子供の安心・安全が脅かされることのないように慎重な対応が必要です」
で。

○山田部会長 だから、「面会交流には」

○山口東京ウィメンズプラザ所長 はい。「面会交流には」の後に、「子供の安心・安全
が脅かされることのないよう、慎重な対応が必要です」で。

○山田部会長 となります。そうですね。では、そうやって、文章を入れかえて、趣旨は
限定しないようにして工夫いたしましょう。

趣旨はそれで、面会交流自体が悪いということを言わないようにするためには、では
そのような形で案を作ってくださいということでもよろしいでしょうか。

○加藤委員 「一般的には望ましい」というのは、別に、特に入りたい話なわけではない
ので、この文章の組みかえの中で必要がなければ、削除していただいて構わないと思
います。

○山崎部会長代理 入れておいたほうがいいのかもかもしれませんよ。だって、こういう意見
が出るんですから。「一般的には望ましい」ということを言ってほしいわけですよ。

○田村委員 それは、両方でちゃんと話し合いができる状態であれば、親が。それはあつ
たほういい。

○山崎部会長代理 そう。で、「一般的に望ましい」ことはわかった上で書いていますよ
というのも示したほうがいいとは思うんです。

○山田部会長 わかりました。では、その「一般的」も入れて、文章を組みかえた形で、
ここではそういうことにいたします。ありがとうございます。

○山田部会長 最後に、36ページで財政支援を書き加えたということで。

○山崎部会長代理 これは、もうウェルカムですよ、田村さん。

○田村委員 はい。ウェルカムです。

○山田部会長 じゃあ、これで書き加えたということで、ありがとうございます。

○吉村男女平等参画担当部長 はい。ありがとうございます。

○山田部会長 では、それで、これでいいのかな。漏れはないですかね。

○白石男女平等参画課長 あと、最後に1点、ご報告をさせていただきます。資料1ですが、
1枚おめくりいただきますと、初めに佐々木会長の「はじめに」という文章があるんで
すが、この資料自体、12月22日の総会向けの資料となっておりますので、時点修正
をしております。中間まとめを公表して、都民意見の募集を踏まえた答申の中身ですと

いうことを記載させていただいて、その部分につきましては下線を引かせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○山田部会長 はい、わかりました。

では、本日、修正になったところについて反映していただひて、そちらを当部会の答申案として、第3回総会で報告したいと思ひます。部会は今回で最終となりますので、総会で各委員からいただくご意見についての対応については、部会長に一任していただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(了承)

○山田部会長 ありがとうございます。

今後のスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

○吉村男女平等参画担当部長 第3回総会の日程につきましては、既にメールで皆様にご案内差し上げておりますが、12月22日木曜日の午前10時から開催の予定でございます。会場につきましては、追って正式な通知をお送りさせていただきます。当日、山田部会長から、答申の部会案ということで、本日の部会のご報告をいただく予定でございます。

事務局からは以上です。

○山田部会長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(了承)

○山田部会長 では、皆様お忙しいところ恐縮ですが、審議会委員の皆様はよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、東京都男女平等参画審議会第4回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。どうも、長い時間、ありがとうございました。

○吉村男女平等参画担当部長 どうもありがとうございました。

(午前11時53分 閉会)